別　紙

令和3年度県立十日町高等学校松之山分校2学年修学旅行

仕　様　書

１　旅行期間

第１希望：令和３年10月26日（火）～　10月29日（金）　3泊4日

　　第２希望：令和３年11月2日（火）～　11月5日（金）　3泊4日

２　旅行先

　　方面　　　　東京(羽田)・長崎

３　予定人数

33人（生徒　31人　引率教員　2人）

４　予算

生徒一人あたり 120,000円以内（税込み）

※ただし、旅行実施時までに消費税増税の際も、予算内であること。

５　旅行企画

（１）　次の目的が達成できる旅行企画とすること

ア　羽田空港や機体整備工場などの企業見学を通して、キャリア教育を充実させ進路選択の一助とする。

イ　長崎での原爆資料館や世界遺産関連の施設を見学し、平和や歴史について考える。

ウ　班別自主研修等、少人数で判断し行動することで、生徒の自主性を養成する。

エ　現地の自然・産業・文化・歴史にふれ、その特色を理解する。

（２）　交通手段について

ア　羽田空港への往復の交通手段については、所要時間・料金・利便性等を総合的に勘案し、立案すること。ただし、復路は借り上げバスを利用し、各方面への送迎を行う。

イ　飛行機については、同一便に全員が登場できることが望ましい。便が分かれる場合は、なるべく時間差の少ない便とし、生徒間の不公平感が出ないようにすること。

（３）　キャリア学習について

ア　班別に分かれて、羽田空港や整備工場等の見学等を実施する。

イ　羽田空港や関連企業で働く企業人・社会人の講話を実施する。

（４）　活動形態について

ア　学年全体で行動し、学年全員の一体感を感じられる活動を含めること。

イ　生徒の自主性を尊重し、自立を促すために、班別自主研修等の少人数で判断し行動するような活動を含めること。

（５）　添乗員、看護師について

ア　各クラス一人以上の添乗員が同行することが望ましい。

イ　一人以上の看護師が同行する。ただし、現地対応のみも可能とする

（６）　その他

ア　上記仕様以外に、業者独自の付加価値・サービスを提案すること。

イ　事前学習の企画内容も提案すること。

別紙様式１

令和２年　月　日

県立十日町高等学校長　様

住所

商号又は名称

代表者名

令和３年度県立十日町高等学校松之山分校2学年修学旅行業務

公募型プロポーザル参加申込書

標記の業務について、公募型プロポーザルの参加を申し込みます。

また、下記事項に相違ないことを誓います。

≪資格要件に従って記載します≫

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること

（２）（新潟県の県税の納税義務を有する者にあっては、）県税の未納がないものであること

（３）消費税及び地方消費税を滞納していないこと

（４）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者、又は再生計画の認可が決定された者を除く。）であること。

（５）会社法（平成17年法律第86号）第475条、若しくは第644条の規定に基づく精算の開始、又は破産法（平成16年法律第75条）第18条、若しくは第19条の規定に基づく破産手続きの開始の申立てがなされていない者であること。

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

連絡担当者

所属

氏名

電話

ＦＡＸ

E-mail

別紙様式２

令和２年　月　日

県立十日町高等学校長　様

住所

商号又は名称

代表者名

令和３年度県立十日町高等学校松之山分校2学年修学旅行業務

公募型プロポーザル参加辞退書

令和　　年　月　日　付けで参加申込を行った標記プロポーザル協議について、下記の理由により参加を辞退します。

理由：